

■議案第102号 四万十町保育所条例の一部を改正する条例について

【要旨】

平成24年度より建築中であった「認定こども園たのの」が平成25年度中に完成する見込みであり、これに伴い、町立田野々保育所が新園舎へ移転するため、同保育所の位置（所在地）を改正するものです。

【改正の内容】

四万十町立田野々保育所の位置を「四万十町大正354番地2」から「四万十町大正388番地」へ改正します。

【新旧対照表】

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
四万十町立田野々保育所	四万十町大正 <u>388番地</u>	四万十町立田野々保育所	四万十町大正 <u>354番地</u> <u>2</u>
(略)		(略)	